

「三世代同居世帯支援事業補助金」のお知らせ

3月まで補助金を受けていた方も、新たに申請が必要です。

町では、少子化対策と定住化の促進を図ることを目的として、親、子、孫などの三世代が同居する世帯に補助金を交付しています。

注)三世代同居世帯とは・・・
町内に居住し、親、子、孫などの三世代以上で構成され、かつ、同一住宅内に同居する世帯をいいます。ただし、住民票が同一世帯でも別棟に居住する場合や、同居であっても住民票上は世帯分離している場合などは補助金の対象となりません。また、町税などの滞納がない世帯に限ります。

■ 補助金の内容

区 分	補助対象者	補助金額
学校給食費助成	小中学校に通う児童生徒がいる世帯の保護者	給食費本人負担額の1／2
家庭内保育助成	就学前で保育所などに通所していない児童(0歳～6歳まで)がいる世帯の世帯主または保護者	児童1人につき月額 7,000円

■ 支給月 10月と4月にそれぞれの前月分までを交付します。

■ 申請時に必要なもの ①申請者の印鑑(認印)
②申請者名義の通帳(補助金の振込先)

■ 申請期間 4月1日(水)～6月30日(火)まで
※4月1日時点で対象となる方は、期間中に申請すれば4月分から交付します。ただし、7月以降に申請された場合は、その日の属する月から支給されます。
※出生、転入及びその他の理由により対象となった方が年度途中で申請した場合は、その日の属する月の翌月から支給されます。
※支給要件の審査により対象外となる場合があります。その場合、支給要件を満たした後に再度申請することができます。

■ 申請場所 子ども未来課、大平支所(たいへいの里)総合窓口係

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線227)



特定不妊治療費及び不育治療費の助成について

町では不妊、不育に悩むご夫婦に對する助成事業を行っています。

いずれも申請日前1年以上の期間上毛町に住んでいる、町税などの滞納がない世帯であることが条件となります。

既に他の市町村で助成を受けたことのある方は、助成額や年数が控除されますのでご注意ください。



1. 特定不妊治療費助成について

■要件など 福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業の決定を受けていること。

■助成内容 1回の治療につき10万円までとし、1年度目は年3回を限度、2年度目以降2回を限度に通算10回まで助成します。

2. 不育治療費助成について

■要件など 夫及び妻の前年の所得(1月～5月の間に申請する場合は、前々年の所得)の合計が730万円未満であること。
専門医療機関で不育症と診断され、治療を受けていること。

■助成内容 1年度において30万円を限度、助成期間は通算5年度とします。医療保険適応外の治療費に對して助成します。

●申請先・問い合わせ先
子ども未来課 町民健康係
TEL 72-3111(内線221)

上毛町資源物集団回収奨励金のお知らせ

ごみの減量化及び資源の有効利用並びに町民のリサイクル意識の高揚を図ることを目的とした、奨励金制度をご活用ください。対象は町内の子ども会や自治会などが資源物の古紙(新聞、ダンボール、雑誌など)や古布を集団回収して町に登録された資源物回収業者に引き渡した場合に限られています。

■奨励金額 品目 新聞、ダンボール、雑誌など、古布
金額 1kg当たり 5円
※ただし、10円未満の端数は切り捨て

■平成27年度予算額 150,000円
※奨励金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)



平成27年度第2回県営住宅入居者募集について

募集対象団地及び募集戸数など詳細については、募集案内書をご覧ください。

■募集案内書配布期間及び申込受付期間
6月1日(月)～9日(火)(申し込み手数料は不要)

■募集案内書配布場所
県内の各市役所及び町村役場など

●問い合わせ先
県住宅供給公社県営住宅管理部管理課 TEL 092-781-8029

軽自動車税の減免について

身体や精神に障がいのある方が使用する軽自動車などで、一定の要件に該当する場合は、納税義務者の申請により軽自動車税が減免になります。

■対象となる軽自動車

障がいを有する方が所有する軽自動車、もしくは障がいを有する方のために運転する軽自動車(生計同一の方)
※障がいの等級によっては減免の対象にならない場合があります。
※減免の対象となる自動車は、軽自動車、普通自動車(県税)を通じて1台に限ります。

■申請に必要なもの

・印鑑 ・身体障害者手帳等(障がいの等級が確認できる書類)
・運転免許証 ・車検証(車検が必要な軽自動車)

■申請期限 5月22日(金)まで

※申請は、毎年必要ですご注意ください。

●申請・問い合わせ先

税務課 税務係 TEL 72-3111(内線134)
普通自動車は行橋県税事務所 総務課
TEL 0930-23-2216(直通)



平成27年度 住宅用太陽光発電システム設置費補助金のお知らせ

補助対象	自ら居住する、または居住しようとする町内の住宅(店舗併用住宅及び建売住宅を含む)に、太陽光発電システムを設置する方
補助金額	システムの最大出力1キロワットにつき5万円 ただし、4キロワットを超えるものについては4キロワットとする。(上限額:20万円)
平成27年度予算額	800万円(40件相当)
受付開始日時	4月21日(火) 8:30～ 先着順で受付し、システム設置による補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

※注意点 補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。
また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

平成27年度 浄化槽設置補助金のお知らせ

平成27年度の浄化槽設置補助金の申請受付を行います。浄化槽を設置する費用の一部を補助する制度です。
「環境の町」宣言に伴い、補助金額を増額して交付しております。

補助対象地域	農業集落排水事業実施地域(八ツ並・吉岡、土佐井)を除く町内全域
補助対象者	居住の目的で建てた専用住宅に浄化槽を設置する方
補助金額	5人槽／60万円 7人槽／84万円 10人槽／120万円 ・設置する浄化槽の人槽は建物の延べ床面積で決められています。 130㎡以下・・・5人槽 130㎡超・・・7人槽 ただし、二世帯住宅については10人槽となります。
受付開始日時	4月1日(水) 8:30～ 設置予定基数は60基としますので、浄化槽の設置を検討している方はお早めに申し込みをしてください。

※注意点 補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。
また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3111(内線192・198)

平成27年度 コンポスト等生ごみ処理容器購入補助金のお知らせ

補助対象	一般家庭から排出される生ごみを自家処理するために、コンポスト等生ごみ処理容器を購入する方
補助金額	購入金額の2分の1 ただし、電動のものは上限額1万5千円(1世帯1台まで)、非電動のものは上限額3千円(1世帯2台まで)
平成27年度予算額	10万円
受付開始日時	4月1日(水) 8:30～ 先着順で受付し、補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)